平成２７年（フ）第４５７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西１丁目６番16号
破産者　武井　宏志
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
堺市南区新檜尾台３丁２番６－303号
破産者　森　　邦秀
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８７号
大阪府羽曳野市高鷲１丁目３番６号、前住所大阪府羽曳野市野々上１丁目４番５号
破産者　畑山　眞市
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９０号
堺市堺区四条通２番９号
破産者　芝山　敏夫
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９９号
堺市堺区材木町西１丁１番12―402号
破産者　松田　紀子
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０６号
大阪府松原市三宅西２丁目16番24号、前住所大阪府松原市天美東７丁目14番５－417号
破産者　若松　康代
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４３号
堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４－307号
破産者　エステサロンＹ’ｓこと　早野由美子
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
広島市安佐北区口田５丁目43番27号
破産者　炭火焼鳥ｂｕｌｌこと　赤尾　政美
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８６号
広島市西区三篠北町３番45―601号
破産者　木村　大輔
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
徳島県徳島市昭和町５丁目１番地の１　ダイアパレス徳島県庁前通り307号、旧住所徳島県徳島市昭和町５丁目18番地の６　徳島セントポリア503
破産者　椿坂　圭子
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
高知県宿毛市中央７丁目１番４号
破産者　土居　實雄
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５７３号
北九州市小倉南区富士見２丁目13番７－205号
破産者　堺　　耕司
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５４号
北九州市八幡西区日吉台１丁目５番９号
破産者　弘中　栄一
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０１号
大分市府内町３丁目５番28号（府内ビル311）
破産者　山本　芳功
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第18地割134番地10、旧住所岩手県九戸郡軽米町大字上舘第18地割109番地２
破産者　大鳥　勝男
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１５号
秋田県横手市平鹿町醍醐字下村28番地
破産者　伊藤　幸博
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第７２９号
神奈川県相模原市中央区光が丘１丁目12番８号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市石川2768番地の６
破産者　深澤　　譲
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０９号
横浜市保土ケ谷区岡沢町264番地４　アップルハウス三ツ沢Ｂ－104号
破産者　太田　大介
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８７号
横浜市南区共進町１－16ラルジュ吉野町205、住民票上の住所横浜市磯子区森６丁目36番19号
破産者　鈴木幸太郎
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部